

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ保運 第 3729 号（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 9 月 1 日 こ保子 第 1152 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 27 条に基づき施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第 29 条第 1 項に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）において、法第 27 条、法第 29 条及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「児福法」という。）第 24 条の規定に基づき保育教育の提供を受ける児童又は入所委託による措置に係る児童で、心身に障害のある児童、医療的ケアを必要とする児童及び虐待が疑われる児童等、特別な支援を必要とする児童の保育教育の向上及び地域療育センター等関係機関での早期の支援につなげることを目的とし、別に定めるものを除き、保育教育の実施に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法の例による。

（対象児童）

第 3 条 この要綱に定める保育教育の実施に係る対象児童は、法第 20 条に規定する支給認定を受け、市内特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者（以下「施設・事業者」という。）の利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、次の各号のいずれかに該当し、かつ区福祉保健センター長が認めた児童とする。

（1）障害児保育教育対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、次のアからエまでのいずれかに該当する児童

- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月法律第 283 号）第 15 条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けている児童
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月法律第 123 号）第 45 条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院等の機関（以下「判定機関等」という。）の診断等（以下「診断等」という。）により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

（2）特別支援保育教育対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、診断等を受けていないが、次のア又はイのいずれかに該当する児童

ア 次の各号のすべてに該当する児童。

(ア) 横浜市地域療育センター又は横浜市総合リハビリテーションセンター等の療育機関を利用している児童又は利用する予定がある児童

(イ) この要綱による障害認定を受けていない児童

(ウ) 集団保育において特別な配慮の必要があると区福祉保健センター長が認めた児童

イ ア以外の児童で、区福祉保健センターでの心理相談を利用する等の専門職による関わりがあり、集団において保育士加配が必要と区福祉保健センター長が必要性を特に認めた児童

(3) 被虐待児保育教育対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、児童相談所との協議を踏まえ、次の各号のすべてに該当すると区福祉保健センター長が特に認めた児童。

ア 虐待がある又は虐待が疑われ、保護者等と対象児童を日中に分離すること等により、虐待の重篤化を防止することが期待できる児童

イ 日々の状況を把握することが必要な児童

ウ 保護者対応や当該児童の状況により、保育士等の加配置がないと特定保育・教育施設での円滑な運営に支障が生じる恐れがある児童

(4) 医療的ケア対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、たん吸引、導尿、経管栄養等の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

(必要書類)

第4条 第3条各号に規定する対象児童の認定及び同条第1号及び第2号に規定する対象児童に対する保育士等の加配置の区分（以下「加配区分」という。）の認定及び変更に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 障害児保育教育対象児童

ア 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童はその写し

イ 児童状況書＜保護者用＞第1号様式

ウ 児童状況確認書＜施設・事業者用＞【2歳～5歳児クラス用】第2号様式、児童状況確認書＜施設・事業者用＞【0・1歳児クラス用】第2号様式-2

エ 児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【1号認定児童用】第3号様式、児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【2・3号認定児童用】第3号様式-2、主治医の意見書・診断書等

(2) 特別支援保育教育対象児童

ア 児童状況書＜保護者用＞第1号様式

イ 児童状況確認書＜施設・事業者用＞【1・2号認定児童用】第2号様式、児童状況確認書（3歳未満児用）＜施設・事業者用＞【3号認定児童用】第2号様式-2

ウ 児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【1号認定児童用】第3号様式、児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【2・3号認定児童用】第3号様式-2、主治医の意見書・診断書等

- エ 第3条第2号イに基づき対象児童の認定及び加配区分の認定を行う場合は、ウに代えて特別支援保育教育児童状況確認書【特別支援保育教育対象児童用】 第4号様式
 - オ その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類
- (3) 被虐待児保育教育対象児童
- ア 児童状況確認書【被虐待児保育教育対象児童用】 第5号様式
 - イ その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類
- (4) 医療的ケア対象児童
- ア 医療的ケア児童状況書 第1号様式-2 (保護者用)
 - イ 医療的ケア依頼書 第6号様式
 - ウ 医療的ケア指示書 第7号様式
 - エ 医療的ケア主治医意見書 (兼診療情報提供書) 第8号様式
 - オ 医療的ケア実施 (変更) 届 第9号様式
 - カ その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類
- 2 前項第1号のエは、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院の場合、意見書・診断書に代えて、当該施設が定める心理所見等を記した書類で代えることができる。また、前項第1号のエは、同号アの提出がある場合には省略することができる。
- 3 施設・事業者の長からの第3条第1号、第2号及び第4号の対象児童の認定及び加配区分の認定変更又は取消しの申請は、第1号及び第2号対象児童については障害児保育教育対象児童等認定 (変更) 申請書 (第10号様式)、第4号対象児童については医療的ケア対象児童認定 (変更) 申請書 (第11号様式) を区福祉保健センター長に提出するものとする。
- 4 第3条第4号の対象児童の認定にあたり、障害を伴う場合には、第4条第1項第1号の必要書類についても区福祉保健センター長に提出することができる。

(障害児等保育教育調整会議及び医療的ケア児保育教育検討会議委員の意見聴取等)

- 第5条 2号認定児童及び3号認定児童の第3条第1号の対象児童の認定に際し、区福祉保健センター長は、集団での保育の適性等について専門的な見地での意見・助言を求める場合に、横浜市障害児等保育教育調整会議委員 (以下「調整会議委員」という。) に意見を聴くことができる。
- 区福祉保健センター長は、施設・事業者の利用又は措置などを決定する際に、調整会議委員の意見を踏まえて決定することができるものとする。
- 2 2号認定児童及び3号認定児童の第3条第4号の対象児童の認定に際し、区福祉保健センター長は、医療的ケアの実施方法等について医療的ケア児保育教育検討会議委員 (以下「検討会議委員」という。) に報告する。
- 区福祉保健センター長は、施設・事業者の利用又は措置等を決定する際に、検討会議委員の意見を踏まえて決定することができるものとする。
- 3 第1項及び第2項の意見聴取等については、別に定める要綱による。

(対象児童の認定)

第6条 第3条各号に定める対象児童の認定は、第4条に定める必要書類等の内容を十分に確認し、保護者が記載した第1号様式又は第1号様式-2、施設・事業者が記載した第2号様式又は第2号様式-2、判定機関等が記載した第3号様式又は第3号様式-2、第4号様式、第5号様式、第7号様式及び第8号様式に記載された児童の状況や付された意見に基づき、区福祉保健センター長が認定決定する。

2 第3条第1号、第2号及び第4号の対象児童の認定は、原則、保護者からの申出に基づき、施設・事業者の長からの申請をもって行うものとする。

なお、2号認定児童及び3号認定児童が新たに施設・事業者の利用を希望する場合又は措置を受ける場合は、保護者は区福祉保健センター長に申出ることとし、区福祉保健センター長は保護者からの申出に基づき、必要に応じて認定及び加配区分の仮決定を行い、利用又は入所予定の施設・事業者に通知することとし、その結果に基づき、施設・事業者の長が申請を行うこととする。

3 保護者からの申出を受けた区福祉保健センター長又は施設・事業者の長は、本要綱に定める特別な支援を必要とする児童の保育教育内容を十分に説明し、説明を受けた保護者から必要書類の提出を受けるものとする。この際には、対象児童及び保護者の人権を尊重するよう配慮しなければならない。

4 保護者から提出を受ける必要書類は、第3条第1号及び第2号の認定を受ける場合は、第4条第1号アに定める手帳の写し、第1号様式及び第3号様式又は第3号様式-2又は主治医の意見書・診断書を、第3条第4号の認定を受ける場合は、第1号様式-2、第6号様式、第7号様式及び第8号様式とする。

5 保護者が第1号様式又は第1号様式-2を提出することをもって、特別な支援を必要とする児童の保育教育の提供に対する同意とする。

6 対象児童の認定に際し、第5条に規定する調整会議及び検討会議委員に意見を聞き、意見を踏まえた対象児童の認定決定を行うことができるものとする。

7 第3条第3号の対象児童の認定は、虐待が疑われ、児福法第24条第5項又は第6項により施設・事業者に入所させる必要があると判断した児童、同法第24条第4項と同等の対応が必要であると認められる2号認定児童及び3号認定児童で施設・事業者を利用する児童又は1号認定児童で特定教育・保育施設を利用する児童のうち、第3条第3号に該当し、保育士等の加配置による対応が必要と認める場合、保護者及び施設・事業者の長の申請によらず、対象児童と認定決定するものとする。

なお、対象児童の認定にあたっては、関係する区福祉保健センター、児童相談所、利用する施設・事業者と検討会議等を行い、協議のうえ、居住区の区福祉保健センター長又は施設・事業者の所在区の区福祉保健センター長が決定するものとする。また、当該児童が利用する又は措置を受ける期間において、区及び児童相談所間で、児童の状況に応じて検討会議等を少なくとも3か月に1回行うものとする。

8 対象児童の認定決定を行った区福祉保健センター長は、当該児童が利用する又は措置を受ける施設・事業者の長に対し、障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童にあつては、「障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書」(第12号様式)を、被虐待児保育教育対象児童にあつては、「被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書」(第13号様式)を、医療的ケア対象児童にあつては、「医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書」(第14号様式)を通知するものとする。

- 9 対象児童の認定決定の効力は、対象児童の状況に著しい変化がない限りは、新たに施設・事業者を利用する又は措置を受ける児童に関しては、利用の開始日から終了日まで、既に利用している又は措置を受けている児童に関しては、保護者より申出があった日から利用の終了日とする。ただし、保護者からの申出が何らかの事情で遅くなった場合で、当該児童に対して特別に支援が必要な児童に対する保育教育の提供を行っていたことが書類等で明らかな場合には、保育教育の提供を開始した日を認定決定の効力の初日とすることができる。
- 10 前項ただし書きの決定をするにあたり、施設・事業者の長は、区福祉保健センター長の求めに応じ、その開始日を証明する書類等を提出しなければならない。
- 11 対象児童認定をうけた児童が施設・事業者を転園する場合、施設・事業種別が変更になった場合、あるいは特定地域型保育事業者卒園後、特定保育・教育施設を続けて利用する又は措置を受ける場合は、施設・事業者の長は、第1号及び第2号対象児童については第10号様式、第4号対象児童については第11号様式を区福祉保健センター長に提出する。ただし、当該認定を受けた児童の状況が著しく変化していない場合に限り、第4条に規定する必要書類の提出は省略できるものとし、第9項による認定の効力は、継続することができるものとする。その場合は、区福祉保健センター長は、保護者の了解を得て、転園先もしくは新たに利用する又は措置を受ける施設・事業者に、当該児童に係る特別に支援が必要な児童の保育教育の提供について説明するものとする。ただし、第3条第3号に規定する認定を受けた児童については、転園もしくは新規利用又は措置の前に、関係する区福祉保健センター、児童相談所及び当該施設・事業者と検討会議等を行い、協議するものとする。
- 12 保育教育の提供や児童の発達に応じ、障害等の状況に明らかに変化があった場合は、区福祉保健センター長は、保護者からの申出によらず、施設・事業者の長と協議の上、認定の変更又は取消しができるものとする。認定取消しの決定を行った区福祉保健センター長は、当該児童が利用する又は措置を受ける施設・事業者の長に対し、第8項に規定する方法により通知するものとする。なお、取消しの決定をするにあたり、区福祉保健センター長は、対象児童及び加配区分の認定を受けている児童の状況について、その都度必要に応じて施設・事業者の長への状況確認と、判定機関等への意見照会をすることができる。

(対象児童認定等に係る意見照会等)

- 第7条 判定機関等の長は、保護者又は区福祉保健センターからの照会に対し、第3号様式、第3号様式-2、第5号様式、第7号様式又は第8号様式を作成し、これをもって意見を付すものとする。
- 2 第3条第1号及び第2号の対象児童の認定における、第3号様式、第3号様式-2は、保護者の了解を得ている場合に限り、区福祉保健センターから「保育教育児童に関する意見照会書」(第15号様式)により判定機関等に意見照会し、直接区福祉保健センターに提出を求めることができる。
 - 3 前項の規定に関わらず、特別な事情により、保護者からの意見書等がもらえないと区福祉保健センター長が判断した場合には、区福祉保健センター長から保護者が利用している判定機関等に対し意見照会を行うことができる。
 - 4 第3条第3号に規定する対象児童の認定に係る判定機関等への照会は、区福祉保健センター長が行うものとする。

(障害児保育教育対象児童等の保育士・教諭の加配区分の認定)

第8条 区福祉保健センター長が第3条第1号に規定する対象児童と認定した児童に対する保育士・教諭等（以下、「職員等」という。）の加配区分は、対象児童1人に対して職員等1人、対象児童2人に対して職員等1人、又は対象児童3人に対して職員等1人とし、第3条第2号に規定する対象児童の加配区分は、特別支援とする。

2 第3条第1号に規定する対象児童の加配区分の認定は、次の各号により行う。

(1) 区福祉保健センター長は、第4条第1号アに規定するいずれかの書類が提出された場合は、「障害児に対する加配区分基準表」(別表1)と照らし合わせ、加配区分の認定を適用するものとする。

(2) 区福祉保健センター長は、第4条第1号アに規定する書類の提出がない場合には、提出された他の必要資料の内容を「障害児に対する加配区分基準表」(別表2-1及び別表2-2)と照らし合わせ、客観的な判断によって加配区分又は第3条第2号の認定に適用するものとする。

なお、加配区分の認定は、別表2-1及び別表2-2それぞれで適用項目による加配区分を確認したのち、重い方の加配区分を適用するものとする。

(3) 加配区分の認定決定は、第6条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

3 加配区分決定の効力は、第6条第9項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

(被虐待児保育教育対象児童の保育士・教諭の加配区分の認定)

第9条 第3条第3号に規定する対象児童と認定した児童が利用する又は措置を受ける施設・事業者における加配区分は、児童1人に対して1人の保育士・教諭等とする。

2 加配区分の認定決定は、第6条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

3 加配区分決定の効力は、第6条第9項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

4 当該児童が利用する又は措置を受けるに際し、関係する区福祉保健センター、児童相談所及び当該施設・事業者と検討会議等を行い、役割分担、保育教育における支援計画等を協議し、認定後は、状況に応じて検討会議等を少なくとも3か月に1回行うものとする。

(医療的ケア対象児童の保育士・教諭の加配区分の認定)

第10条 区福祉保健センター長が第3条第4号に規定する対象児童と認定した児童に対する保育士・教諭の加配区分の認定については、次のとおりとする。

(1) 区福祉保健センター長は、第4条第4号に規定する書類が提出された際は、「医療的ケアが必要な場合の加配基準表」(別表3)と照らし合わせ、加配区分を適用するものとする。

(2) 加配区分の認定決定は、第6条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

2 加配区分決定の効力は、第6条第9項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

3 第1項で認定した加配区分とは別に、当該対象児童の医療的ケアを実施するため、当該施設・事業者が医療的ケア対応の看護職（派遣職員や委託職員も含む）を配置する。

(試行的保育)

第 11 条 2号認定児童又は3号認定児童で、新たに施設・事業者を利用する児童に対して、利用調整前に試行的保育を実施することができる。なお、試行的保育の実施にあたっては、必要に応じて保護者からの聞き取りを行う。

- 2 保育は必要最少人数で行い、交替で観察するなど児童を刺激しないよう配慮する。
- 3 対象児童の生活習慣を知るために、飲食させることは差し支えないが、衛生面及びアレルギーに注意し、必要に応じて保護者からの聞き取りを行うなど配慮する。
- 4 試行的保育を実施した施設・事業者の長は、この結果に基づき第2号様式又は第2号様式-2を区福祉保健センター長に提出するものとする。

(対象児童の施設・事業者の利用又は措置の決定)

第 12 条 区福祉保健センター長は、2号認定児童又は3号認定児童で、第3条第1号、第2号及び第4号の対象となる児童の保護者より申出があった場合に、施設・事業者に新たに利用申請を行う際に、特別な支援の保育教育内容を十分説明するとともに、次のことを行う。なお、(1)及び(2)については、転園申請の場合は、この限りではない。

- (1) 第11条に規定する試行的保育を実施する施設・事業者との連絡調整
 - (2) 療育機関等との関わりがない児童であった場合の、受診機関の決定、調整等
 - (3) 第3条第4号対象児童にあつては、医療的ケア対応の看護職（派遣職員や委託職員も含む）の配置状況の確認
- 2 利用調整に関することは認定利用調整要綱等の規定に基づき行うこととする。
 - 3 区福祉保健センター長は、対象児童の利用調整結果を、対象児童が利用する又は措置される施設・事業者の長に、当該児童に関する資料を送付する。
 - 4 対象児童が利用する又は措置される施設・事業者の長は、嘱託医師に連絡の上、当該児童の健康面での配慮等について指示を仰ぐとともに、第8条、第9条及び第10条の規定に基づく保育士等の加配及び看護職の加配について留意し、当該児童の保育教育にあつての体制を整える。

(児童状況確認書)

第 13 条 第 11 条の試行的保育の結果及び保育教育提供中の児童の様子や状況に基づき、施設・事業者が作成する第2号様式及び第2号様式-2は、生活習慣や発達の状況を中心に、客観的に記入する。また、試行的保育の中で把握できないことを理由に、プライバシーや児童の状況について、過度の聞き取りを行う等必要以上に立ち入らないよう配慮する。

- 2 1号認定児童が利用する施設及び既に施設・事業者を利用している2号認定児童及び3号認定児童に関する第2号様式及び第2号様式-2を作成するにあたり、保護者との面談や聞き取り、当該児童の保育教育時間中の、生活習慣や発達の状況を中心に、客観的に記入する。
- 3 保育士等の加配区分に関する意見は、「障害の状況による保育士加配基準（別表1）」または「障害の状況による保育士加配基準（別表2）」に沿って、第2号様式の「集団保育教育にあつての施設・事業者の所見」及び第2号様式-2の「集団保育にあつての施設・事業者の所見」欄に記入する。

(加配区分による職員等の配置)

第 14 条 施設・事業者は、あらかじめ定められた配置人数に加え、第8条、第9条及び第

10条の規定により決定した加配区分に従い、次のとおりの対応を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設のうち市町村が設置する保育所は、決定した加配区分に応じた保育士の配置を行う。
- (2) 特定教育・保育施設（市町村が設置するものを除く）及び特定地域型保育事業者は、3号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育士の配置等を行うなどの配慮を行い、特別な支援を必要とする児童の保育を行うこととする。
- (3) 特定教育・保育施設（市町村が設置するものを除く）のうち、保育所は、2号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育士の配置等を、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、2号認定児童に対して、加配区分に応じた人数に相当する保育教諭の配置等を行うなどの配慮を行い、特別な支援を必要とする児童の保育教育を行うこととする。
- (4) 特定教育・保育施設（保育所を除く）のうち、幼稚園及び幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園以外の認定こども園は、1号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する幼稚園教諭の配置等を、幼保連携型認定こども園は、1号認定児童に対して、加配区分に応じた人数に相当する保育教諭の配置等を行うなどの配慮を行い、特別な支援を必要とする児童の保育教育を行うこととする。
- (5) 第3条第4号に規定する対象児童に認定された児童が利用する施設・事業者においては、前各号に定める保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配区分による配置とは別に、医療的ケア対応の看護職（派遣職員や委託職員も含む）を配置する。
- (6) 横浜市は、別に定める加配区分等に応じた費用を施設・事業者（市町村が設置するものを除く）に対し助成を行うものとする。

（施設・事業者での保育教育）

第15条 施設・事業者での保育教育においては、次のことを行うこととする。

- (1) 障害のある子どもの保育については、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付けなければならない。また、支援のための計画を個別に作成する。
- (2) 当該児童の保護者、専門機関及び区福祉保健センターとの連携を十分に図る。
- (3) 日常の保育にあたり、嘱託医及び主治医等と連携し、健康面での配慮等について指示をおおぐ。また、第3条第4号の対象児童については、必要な医療的ケアに変更があった場合及び医療的ケア依頼書（第6号様式）及び医療的ケア指示書（第7号様式）の直近の提出から1年が経過した場合は、医療的ケア依頼書（第6号様式）及び医療的ケア指示書（第7号様式）の提出を受ける。
- (4) 保育の内容や子どもの様子を日々記録し、次の指導計画の作成やカンファレンスに活用する。

（認定児童の管理）

第16条 対象児童の認定及び加配区分の認定決定をした区福祉保健センター長は、それぞれの対象児童及び施設・事業者ごとに次の様式により管理する。

- (1) 障害児保育教育対象児童 認定決定一覧（加配区分認定）第16号様式－1
- (2) 特別支援保育教育対象児童 認定決定一覧（加配区分認定）第16号様式－2
- (3) 被虐待児保育教育対象児童 認定決定一覧 第16号様式－3
- (4) 医療的ケア対象児童 認定決定一覧 第16号様式－4

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(旧要綱の廃止)
- 2 横浜市障害児保育事業実施要綱、横浜市特別支援の認定に関する要綱、横浜市児童処遇向上加算費支給要綱及び横浜市児童処遇向上加算費支給要綱事務取扱要領は廃止とする。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行日前の職員の配置及び助成金の支給の取扱については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、現に廃止する前の横浜市障害児保育事業実施要綱、横浜市特別支援の認定に関する要綱、横浜市児童処遇向上加算費支給要綱及び横浜市児童処遇向上加算費支給要綱事務取扱要領の規定により作成された様式及びそれに準ずる届出書類並びにそれらに基づき行われた対象児童及び加配区分の認定については、本要綱の対象児童及び加配区分とみなし、保育士等の配置及び加算の助成などの行為は、この要綱の相当規定による行為とみなす。
- 5 現に、横浜保育室に入所している 2 号認定児童及び 3 号認定児童であって、当該横浜保育室が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者のいずれかに移行する場合に限り、附則第 4 項と同様の認定等を受けていた児童及び本要綱に準じて認定等を受けた児童については、同項と同様の取扱とする。
- 6 現に、幼稚園及び認定こども園幼稚園部分に入所している児童で、1 号認定児童で引き続き同施設を利用する児童のうち、「横浜市私立幼稚園特別支援教育補助金交付要綱（平成 13 年 3 月教私第 288 号）」第 8 条により、現に補助金の交付を受けている児童については、本要綱の対象児童とみなす。なお、加配区分については、本要綱に定めるところにより、新たに加配区分認定を行うものとする。
- 7 加配区分による職員等の配置について、本要綱第 14 条の規定に関わらず、認定こども園においては、「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する条例（平成 26 年 9 月市第 926 号）」の施行日から起算して 5 年間は、保育士又は幼稚園教諭の配置によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 現に、横浜保育室に入所している2号認定児童及び3号認定児童であって、当該横浜保育室が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者のいずれかに移行する場合に限り、本要綱に準じて認定等を受けた児童については、本要綱第6条第11項と同様の取扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱施行後1年未満は、旧様式による申請等も可能とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。